

静岡市税条例等の一部改正について

静岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第30条の2第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第10条中「）、第50条、第75条」の次に「、第87条の5第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第104条第1項」を「第87条の5第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

第21条中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第86条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者及び運行以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として令第52条の19に規定するものを含まないものとする。

第86条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第86条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第87条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第87条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として府令第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第87条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第87条の4 環境性能割は、申告納付の方法によって徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第87条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第87条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第87条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第95条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、

規則で定める。

第88条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

（ア）2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

（イ）3輪のもの 年額 3,900円

（ウ）4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

（エ）専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

（ア）農耕作業用のもの 年額 2,400円

（イ）その他のもの 年額 5,900円

第90条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第91条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第86条第2項」を「第86条の2第1項」に改める。

第94条の見出し及び同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことがで

きる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第94条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第30条の2の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第30条の2第2項から第4項までを削り、同条を第30条の7とする。

附則第30条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第30条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、静岡県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第30条の3 市長は、当分の間、第87条の7の規定にかかわらず、静岡県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第30条の4 第87条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「静岡県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第30条の5 市は、静岡県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として静岡県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第30条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の3の規定の適用については、当

分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第87条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第56条を削り、附則第57条を附則第56条とする。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第89条及び新条例附則第30条の2」を「静岡市税条例第89条及び附則第30条の7」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第89条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第89条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第89条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第30条の7	第89条	静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条
附則第30条の7の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第30条の7の表第2号ア（ウ） aの項	第2号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用

		される第89条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第30条の7の表第2号ア(イ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用される第89条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第13項の表第10条第3号の項中「第104条第1項」を「第87条の5第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第30条の2の改正規定及び附則第3項の規定 平成29年4月1日

(2) 第2条（附則第56条を削り、附則第57条を附則第56条とする改正規定を除く。）から第4条までの規定並びに次項、附則第4項及び第5項の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中附則第56条を削り、附則第57条を附則第56条とする改正規定 平成32年4月1日

（市民税に関する経過措置）

2 第2条の規定による改正後の静岡市税条例（以下「31年新条例」という。）第21条の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正後の静岡市税条例附則第30条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

4 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。